

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

### 告示

- 特定権利利益に係る満了日を延長する措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日の指定……… (総務局行政改革推進部行政改革課) …… 一
  - 生活保護法による介護機関の指定……… (福祉保健局生活福祉部保護課) …… 一
  - 指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者の指定……… (福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課) …… 三
  - 漁船損害等補償法による付保義務の同意を求めるための届出……… (産業労働局農林水産部水産課) …… 五
  - 都道の区域変更……… (建設局道路管理部路政課) …… 五
  - 東京都港湾環境整備負担金条例による負担対象工事の指定……… (港湾局港湾経営部経営課) …… 七
- 公 告**
- 開発行為に関する工事完了 (二件) …… (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課) …… 八
  - 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (二件) …… (産業労働局商工部地域産業振興課) …… 八

### 告示

● 東京都告示第五十号  
 令和三年一月の東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する規則 (令和三年東京都規則第二号) により指定された令和三年一月の東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態に關し、東京都特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例 (令和二年東京都条例第五十四号) 第五条において準用する同条例第三条第一項及び第二項の規定により、特定権利利益に係る満了日を延長する措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を次のとおり指定する。

令和三年一月二十五日  
 東京都知事 小 池 百合子

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (平成十二年東京都条例第二百十五号) 第八条の六第一項の規定による検証機関の登録又は同条第三項の規定による更新の登録	東京都内で検査業務を行う者	令和三年六月三十日
東京都浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 (昭和六十年東京都条例第七十号) 第三条第一項の規定による浄化槽保守点検業者の登録又は同条第三項の規定による更新の登録	東京都内で浄化槽保守点検業を営む者 (特別区、八王子市及び町田市) の区域において浄化槽保守点検業を営む者を除く。	同右
東京都原子爆弾被爆者等の	東京都内に住	同右

援護に関する条例 (昭和五十年東京都条例第八十八号) 第七条及び同条例施行規則 (昭和五十年東京都規則第二百三十一号) 第二十三条の規定による被爆者の子に対する医療費の助成の認定

東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則 (平成十二年東京都規則第九十四号) 第六条の規定による難病患者等の医療費の助成の認定 (別表第三に限る。)

救急業務等に関する条例 (昭和四十八年東京都条例第五十六号) 第十四条第二項の規定による患者等搬送事業者の認定

火災予防条例 (昭和三十七年東京都条例第六十五号) 第二十三条第一項ただし書の規定による消防総監が指定する場所における喫煙、裸火の使用又は火災予防上危険な物品の持込みの承認

火災予防条例第五十五条の五の十の規定による優良防火対象物の認定

所を有する者	同右	同右
東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則 (平成十二年東京都規則第九十四号) 第六条の規定による難病患者等の医療費の助成の認定 (別表第三に限る。)	同右	同右
救急業務等に関する条例 (昭和四十八年東京都条例第五十六号) 第十四条第二項の規定による患者等搬送事業者の認定	東京都内で患者等の搬送事業を行う者	同右
火災予防条例 (昭和三十七年東京都条例第六十五号) 第二十三条第一項ただし書の規定による消防総監が指定する場所における喫煙、裸火の使用又は火災予防上危険な物品の持込みの承認	東京都内で承認を受けている者	同右
火災予防条例第五十五条の五の十の規定による優良防火対象物の認定	東京都内で認定を受けている者	同右

● 東京都告示第五十一号  
 生活保護法 (昭和二十五年法律第四百四十四号) 以下「法」という。第五十四条の二第一項 (中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成六年法律第

三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、介護機関を指定したので、法第五十五条の三第一号及び生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条(中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年一月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

介護保険事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1342254787	有限会社イージェーティー	東京都葛飾区柴又4-15-18	メープル薬局	東京都葛飾区高砂3-19-3	居宅療養管理指導	令和2年9月1日
1342254787	有限会社イージェーティー	東京都葛飾区柴又4-15-18	メープル薬局	東京都葛飾区高砂3-19-3	介護予防居宅療養管理指導	令和2年12月1日
1343852076	株式会社ファルマー	東京都府中市武蔵台2-17-1	府中調剤薬局	東京都府中市武蔵台2-17-1	居宅療養管理指導	令和2年12月1日
1343852076	株式会社ファルマー	東京都府中市武蔵台2-17-1	府中調剤薬局	東京都府中市武蔵台2-17-1	介護予防居宅療養管理指導	令和2年12月1日
1311431196	重光 剛志	東京都中野区本町4-1-2	重光クリニック	東京都中野区本町4-1-2	居宅療養管理指導	令和2年9月1日
1311431196	重光 剛志	東京都中野区本町4-1-2	重光クリニック	東京都中野区本町4-1-2	介護予防居宅療養管理指導	令和2年12月1日
1331348804	医療法人社団俊英会	東京都渋谷区神宮前6-19-12 アオヤマビル8階	医療法人社団俊英会 斉藤歯科医院	東京都渋谷区神宮前6-19-12 アオヤマビル8階	居宅療養管理指導	令和2年12月1日
1331348804	医療法人社団俊英会	東京都渋谷区神宮前6-19-12 アオヤマビル8階	医療法人社団俊英会 斉藤歯科医院	東京都渋谷区神宮前6-19-12 アオヤマビル8階	介護予防居宅療養管理指導	令和2年9月1日
1393600091	セントケア東京株式会社	東京都中央区八丁堀4-10-11	セントケア三鷹新川	東京都三鷹市新川6-4-30	介護予防小規模多機能型居宅介護	令和2年10月1日
1343551272	株式会社メディックス	東京都調布市下石原3-40-8	親和薬局 万願荘店	東京都日野市日野1077-125	居宅療養管理指導	令和2年12月1日
1341955566	株式会社いづみ薬局	神奈川県横浜市旭区万騎が原45	いづみ薬局 板橋店	東京都板橋区小豆沢2-36-13 マツエクリニクビル1階	居宅療養管理指導	令和2年12月1日
1341955566	株式会社いづみ薬局	神奈川県横浜市旭区万騎が原45	いづみ薬局 板橋店	東京都板橋区小豆沢2-36-13 マツエクリニクビル1階	介護予防居宅療養管理指導	令和2年12月1日
1341053313	有限会社三枝商事	東京都目黒区日黒3-1-7	サエグサ調剤薬局 碑文谷店	東京都目黒区碑文谷1-7-6	居宅療養管理指導	令和2年11月1日
1341053313	有限会社三枝商事	東京都目黒区日黒3-1-7	サエグサ調剤薬局 碑文谷店	東京都目黒区碑文谷1-7-6	介護予防居宅療養管理指導	令和2年12月1日

介護保険事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1345550132	フラワー・プロスTMS株式会社	山口県宇部市大字中野開作67	フラワー・プロス ジャスミン薬局	東京都世田谷区千歳台2-26-20	居宅療養管理指導	令和2年10月1日
1345550132	フラワー・プロスTMS株式会社	山口県宇部市大字中野開作67	フラワー・プロス ジャスミン薬局	東京都世田谷区千歳台2-26-20	介護予防居宅療養管理指導	令和2年10月1日
1341956416	有限会社二階堂調剤薬局	群馬県渋川市渋川3880-64	まへの薬局 北口店	東京都板橋区常盤台1-44-1	居宅療養管理指導	令和2年9月1日
1341956416	有限会社二階堂調剤薬局	群馬県渋川市渋川3880-64	まへの薬局 北口店	東京都板橋区常盤台1-44-1	介護予防居宅療養管理指導	令和2年12月1日
1331285063	藤田 晃大	東京都世田谷区駒沢2-59-8	フジタデンタルクリニック	東京都世田谷区駒沢2-59-8	居宅療養管理指導	令和2年12月1日
1331285063	藤田 晃大	東京都世田谷区駒沢2-59-8	フジタデンタルクリニック	東京都世田谷区駒沢2-59-8	介護予防居宅療養管理指導	令和2年12月1日
1345550793	有限会社田中エンタープライズ	東京都世田谷区太子堂4-26-12 ぐらしの友三軒茶屋ビル2階	ZAX薬局 三軒茶屋店	東京都世田谷区太子堂4-26-12 ぐらしの友三軒茶屋ビル1階	居宅療養管理指導	令和2年9月1日
1345550793	有限会社田中エンタープライズ	東京都世田谷区太子堂4-26-12 ぐらしの友三軒茶屋ビル2階	ZAX薬局 三軒茶屋店	東京都世田谷区太子堂4-26-12 ぐらしの友三軒茶屋ビル1階	介護予防居宅療養管理指導	令和2年12月1日

●東京都告示第五十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第三十六条第一項及び第五十一条の十九第一項の規定により、令和二年十二月一日付けで指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者を指定したので、法第五十一条及び第五十一条の三十第一項並びに指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第七十二号）第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年一月二十五日

東京都知事 小池 百合子

1 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者	
株式会社アンビス	医心館 訪問介護ステーション 経堂	世田谷区宮坂3-2-8	身体障害者	難病等対象者
特定非営利活動法人アスター	訪問介護アスター	渋谷区代々木2-36-10 アドヴェル代々木206	身体障害者	難病等対象者
合同会社グッドラック	ナチュラルホームケア	練馬区中村北4-14-15 kingston103		
A-LINE株式会社	訪問介護ステーション エポルブ	日野市万願寺6-1-16 サンブリッジNT201		
一般社団法人共生	訪問介護本舗 スマイル東大和	東大和市南郷2-113-2 ラルミエール武蔵野205		

サービスの種類 重度訪問介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者	
特定非営利活動法人ベリタス会	ベリタス介護サービス	新宿区西早稲田2-7-17 イールハウス201		
株式会社アンビス	医心館 訪問介護ステーション 経堂	世田谷区宮坂3-2-8	身体障害者	難病等対象者
特定非営利活動法人アスター	訪問介護アスター	渋谷区代々木2-36-10 アドヴェル代々木206	身体障害者	難病等対象者
合同会社グッドラック	ナチュラルホームケア	練馬区中村北4-14-15 kingston103		
A-LINE株式会社	訪問介護ステーション エポルブ	日野市万願寺6-1-16 サンブリッジNT201		
一般社団法人共生	訪問介護本舗 スマイル東大和	東大和市南郷2-113-2 ラルミエール武蔵野205		

サービスの種類 同行援護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者	
Harvey&Maclairin特定非営利活動法人	ハービー&マックローリン・陽だまり介護センター	港区高輪3-19-23-702		

サービスの種類 行動援護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者	
Harvey&Maclairin特定非営利活動法人	ハービー&マックローリン・陽だまり介護センター	港区高輪3-19-23-702		
有限会社健康ライブ	ケアセンター家族	台東区竜泉1-14-5 B1階		
A-LINE株式会社	訪問介護ステーション エポルブ	日野市万願寺6-1-16 サンブリッジNT201		

サービスの種類 短期入所

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者	
社会福祉法人つくしの郷	ハーモニー竹の塚	足立区竹の塚1-32-1		知的障害者

サービスの種類 就労移行支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
株式会社JITALICO	JITALICOワークス高田馬場	新宿区高田馬場1-25-32 108ビル4階	身体障害者(視覚障害、聴覚・言語、内部障害)	知的障害者	精神障害者	難病等対象者

サービスの種類 就労継続支援B型

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
TO SESSION株式会社	事業所ICHIZEN	大田区千鳥2-7-5 サンモールこじま1階	身体障害者(肢体不自由、内部障害)	知的障害者	精神障害者	難病等対象者
有限会社善心	善心就労継続支援センター	板橋区中板橋14-11 ホープビル102	身体障害者(肢体不自由、内部障害)	知的障害者	精神障害者	
特定非営利活動法人秋川流域生活支援ネットワーク	やまぐちワークス	あきる野市小中野196-1	知的障害者	精神障害者		

サービスの種類 就労定着支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		
株式会社総合キャリアトラスト	SAKURA早稲田センター	新宿区早稲田鶴巻町544 中川ビル2階	身体障害者(内部障害)	知的障害者	精神障害者
株式会社キズキ	キズキビジネスカレッジ	新宿区四谷4-31 四谷TSビル1階	精神障害者		

サービスの種類 自立生活援助

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者	
特定非営利活動法人東京フレンズ	東京フレンズ	酒類市竹丘3-7-20 レオパレスジュモミ205	精神障害者	

サービスの種類 共同生活援助

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
株式会社MATATABI	共同生活援助またたび	墨田区文花1-4-16
一般社団法人つづじ	花菖蒲	渋谷区
株式会社フェイス	VOICE	杉並区上井草4-27-2
株式会社サードステージ	ともがき練馬	練馬区
社会福祉法人つくしの郷	ハーモニー竹の塚	足立区竹の塚1-32-1
株式会社ワンブロック	グループホーム 結	葛飾区
Bienestar株式会社	グループホーム ひまわり 柏町	立川市柏町4-43-1 メゾン 柏 B1、2号室
合同会社まるためサポート	まるため福祉事業所	立川市幸町5-94-22
特定非営利活動法人ファーストステップ	ウィルステップ	調布市深大寺南町4-4-5

2 指定一般相談支援事業者

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	主たる対象者
社会福祉法人武蔵野	いとわ	武蔵野市吉祥寺北町5-7-5	地域移行支援 地域定着支援	知的障害者

●東京都告示第五十三号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「令」という。）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるとの届出があつたので、令第五条第三項の規定により、次のとおり届出に係る指定漁船調査を縦覧に供する。

令和三年一月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

加入区 発起人の住所  
の名称 及び氏名

法第百十三  
条第一項の  
申出をする  
漁業協同組  
合の名称  
縦覧期間  
縦覧場所

元町加 大島町元町二  
入区 丁目五番三号  
川村 松男

元町漁業協  
同組合  
令和三年  
一月二十  
五日から  
五番七号  
元町漁業  
協同組合

大島町元町四  
丁目十四番三  
号  
柳瀬 政美

神津島 神津島村三百  
加入区 五十番地

神津島漁業  
協同組合  
同右  
神津島村  
三十六番  
地

清水 勝善  
神津島村二十  
番地  
中村 一孝

神津島漁  
業協同組  
合

●東京都告示第五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年一月二十五日から起算して二

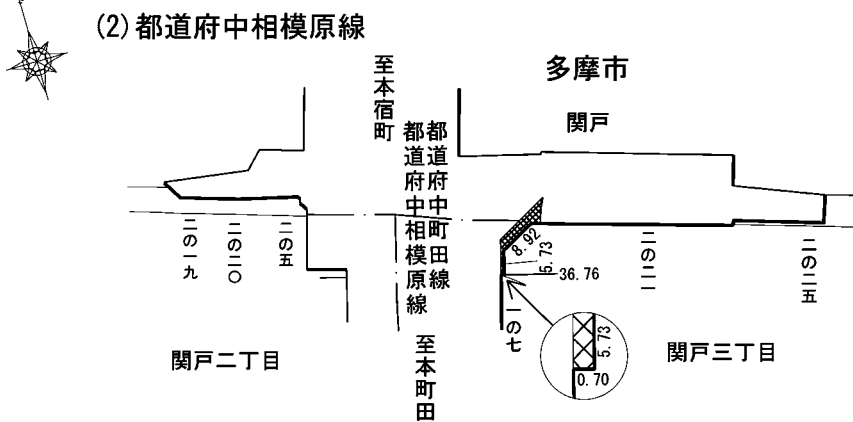
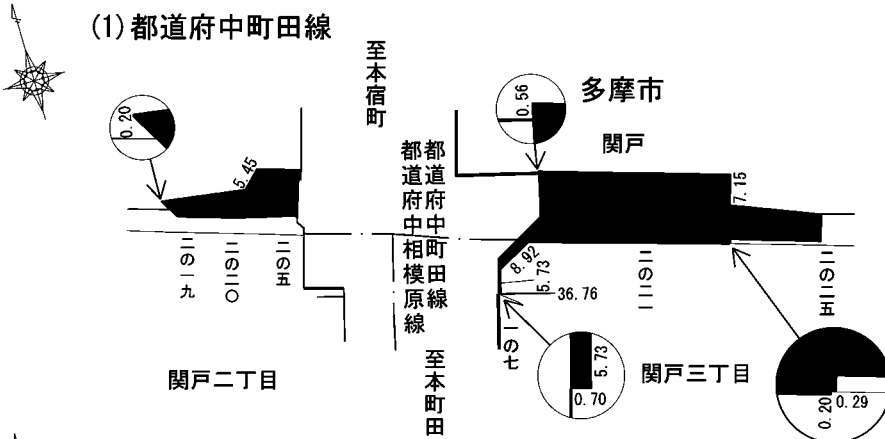
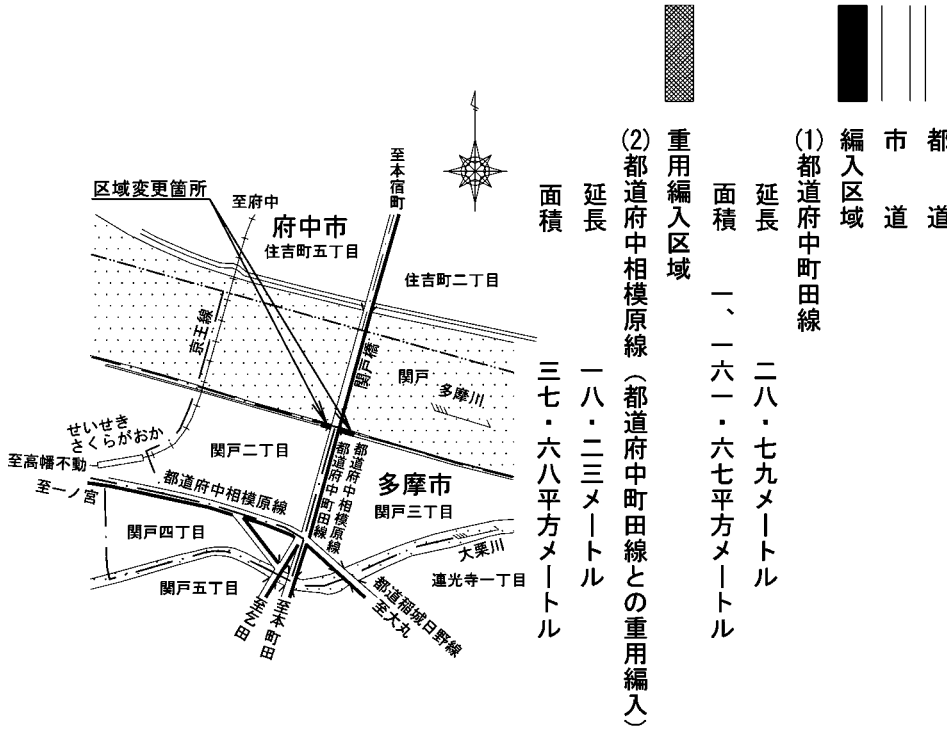
別図

都道府府中町田線 区域変更略図  
都道府府中相模原線  
多摩市関戸～関戸三丁目

週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
令和三年一月二十五日  
東京都知事 小池 百合子  
府中町田

(一) 変更の区間 多摩市関戸地内から同市関戸三丁目一番七地先まで  
(二) 変更の概要 別図表示(1)のとおり  
府中相模原

(一) 変更の区間 多摩市関戸地内から同市関戸三丁目一番七地先まで  
(二) 変更の概要 別図表示(2)のとおり



●東京都告示第五十五号

東京都港湾環境整備負担金条例（昭和五十五年東京都条例第五十八号）第二条第一項に規定する負担対象工事の指定について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年一月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

工事の種類	工事の名称	工事の実施された場所	工事の完了した日	工事に要した費用	負担区域	工事費に対する負担の割合	当該工事に係る負担区域内にある工場又は事業場の敷地等の合計面積
港湾環境整備施設（施設の敷地を含む）の建設又は改良の工事	新木場公園整備工事	一 大田区城南島四丁目、大田区城南島五丁目	令和二年三月三十一日	八三、〇八六、八四七円	東京港臨港地区	十六分の一	八、一三三、四一六平方メートル
		二 江東区青海四丁目、江東区青海四丁目					
港湾環境整備施設（施設の敷地を含む）の維持の工事	城南海浜公園ほか七公園維持工事	一 大田区城南島四丁目、大田区城南島五丁目、城南海浜公園	同日	九八、四九〇、三八五円	同右	八分の一	七、三三三、五〇三平方メートル
		二 江東区豊洲二丁目、春海橋公園					
漂流物の除去その他の水面清掃のための工事	東京港港湾区域、内水面清掃工事	三 港区海岸三丁目、芝浦南ふ頭公園	同日	二五四、一四〇、九七二円	東京港湾区域及び東京港臨港地区	五分の一	一四、九八八、四八八平方メートル
		四 港区港南五丁目、品川北ふ頭公園					
		五 品川区八潮二丁目、コンテナふ頭公園					
		六 江東区青海四丁目、青海中央ふ頭公園					
		七 江東区青海三丁目、江東区青海四丁目、江東区青海四丁目、江東区新木場二丁目					
		八 新木場公園					

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年一月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

あきる野市秋留三丁目五番十六及び同番十七 地七 あきる野市秋川一丁目七番

小峰建築株式会社 代表取締役 板橋 祐二

日野市東豊田一丁目四十七番四及び同番四地先 十五番地一 武蔵開発株式会社 代表取締役 深松 優

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年一月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

調布市深大寺北町七丁目二十一番九及び同番十 小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十

西東京市富士町六丁目五百四十七番一

誠賀建設株式会社 代表取締役 加賀美 誠 小平市鈴木町一丁目四百七十五番地一 武蔵開発株式会社 代表取締役 深松 優

狛江市和泉本町三丁目千百三十六番四及び千百四十四番五

立川市羽衣町三丁目二番十四号 株式会社ランドファースト 代表取締役 横山 勇人

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年一月二十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和三年一月二十五日

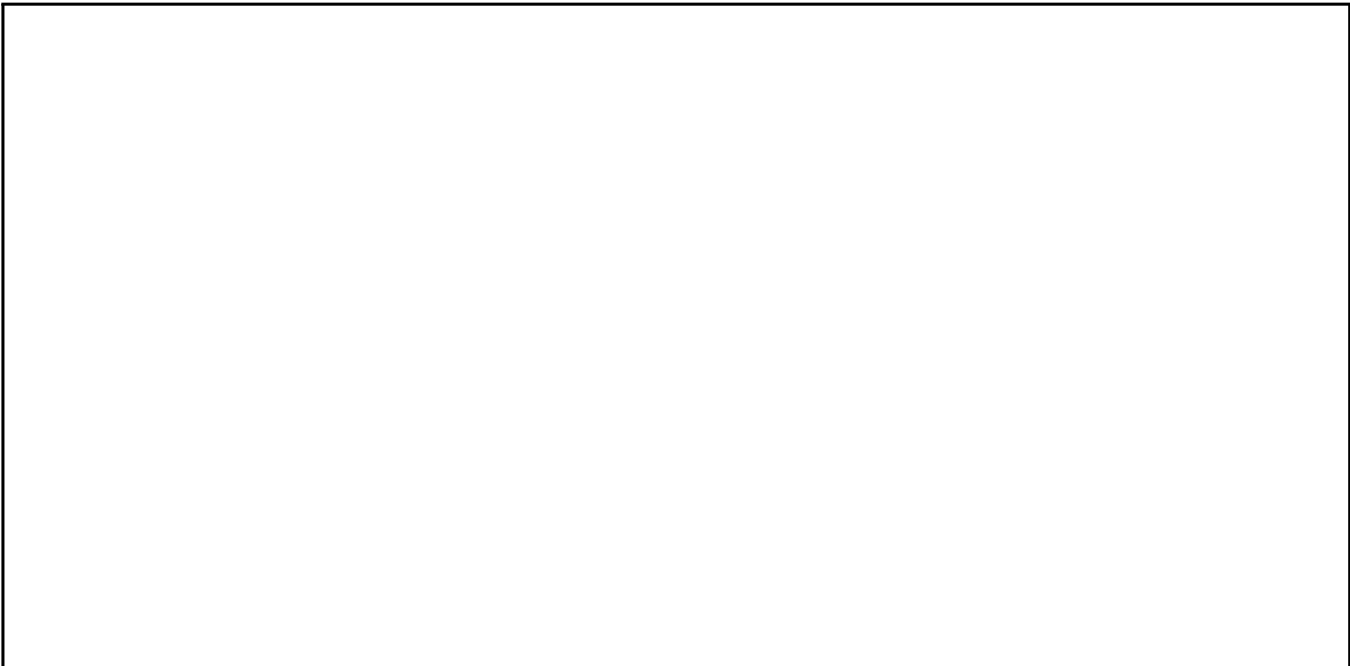
東京都知事 小池 百合子

- 一 店舗名 フレスポ府中
二 店舗所在地 府中市西原町一丁目六番二号ほか
三 設置者名 富士精密株式会社

Table with 4 columns: Item No., Description, Name, Address. Contains items 4 through 20 regarding store relocation and business changes.



<p>二十一 縦覧期間 振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号) 令和三年一月二十五日から同年五月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>二十二 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年一月二十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。 令和三年一月二十五日</p>	<p>一 店舗名 東京都知事 小 池 百合子 フレスポ府中</p> <p>二 店舗所在地 府中市西原町二丁目六番二号ほか</p> <p>三 設置者名 富士精密株式会社</p>
<p>四 設置者住所 府中市宮町一丁目四十番地十階</p> <p>五 変更前の荷さばき 店舗東側ほか 四百二平方メートル</p> <p>六 変更後の荷さばき 店舗東側ほか 五百八十一平方メートル</p> <p>七 変更を行う小売業者の氏名又は名称 株式会社ファーストリテイリングほか三名</p> <p>八 変更前の開店時刻 午前九時</p> <p>九 変更後の開店時刻 午前十時</p> <p>十 変更前の閉店時刻 翌午前一時ほか</p> <p>十一 変更後の閉店時刻 午後九時三十分</p> <p>十二 変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前九時から翌午前一時十五分までほか</p> <p>十三 変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前九時三十分から午後十時まで</p> <p>十四 変更前の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前八時から午後八時までほか</p> <p>十五 変更後の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時までほか</p> <p>十六 変更日 令和二年十二月二十四日ほか</p> <p>十七 届出日 令和二年十二月二十三日</p>	<p>十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十九 縦覧期間 令和三年一月二十五日から同年五月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	



発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001



この用紙は、100%再生紙のうえ  
リサイクルできます。

